

5 大阪府の事業実施計画、実施状況

1) 事業の目的

大阪府の強姦及び強制わいせつ罪の認知件数は、平成 20 年以降増加を続け、平成 25 年には 1,576 件で全国ワーストの状況である。このことから、性犯罪発生の抑止を図るとともに、性犯罪の被害者が被害直後から適切な支援を受けられる体制づくりが急務となっている。

こうした中、大阪では、全国に先駆け、平成 22 年 4 月に民間ボランティア団体が病院拠点型の性犯罪被害者ワンストップ支援センター機能を有する「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」を設立し、24 時間体制で被害者の支援にあたっている。これまでの SACHICO の電話相談受理件数は開設からの 3 年間で 1 万件を超え、来所者数は 557 人(実人数)に上っている。

この SACHICO における 3 年間の支援活動の中で次のような課題が明らかになった。

- SACHICO 以外にも、様々な機関において性暴力被害者への相談や支援が取り組まれており、被害者支援関係機関による横断的な連携体制を構築する必要がある。
- 電話相談の約半数は夜間帯であり、初診の約 2/3 が休日もしくは夜間帯である。
- 性犯罪については被害届が出されない暗数も多く、検挙されない加害者も多い。
- 被害者の多くは未成年で、性に関する知識に乏しく、妊娠がわかってからの来所者も多い。

これらの課題は、「安全・安心な大阪」の実現に向け、大阪府や警察が SACHICO と連携して総合的かつ計画的に取り組むべきものである。そこで、大阪府では、①被害者支援関係機関の連携体制の構築、②相談体制の充実強化、③性暴力加害者の早期検挙、④若年層に対する啓発に取り組むこととする。

2) 事業の内容

②被害者相談機能強化

- ・夜間被害者相談体制の強化

現在 SACHICO で実施されている相談事業のうち夜間帯について、相談員を 1 名増員する。

- ・相談員等の養成

被害者の心情を理解し、性暴力に関する一定の知識を有する相談員等を育成するための養成講座を開設する。

③急性期における被害者支援の機能強化

- ・証拠物採取対応マニュアルの作成

警察との連携により性暴力加害者の早期検挙につながるよう、SACHICO の証拠採取・保管方法等についてマニュアルを作成する。

⑤広報啓発活性化

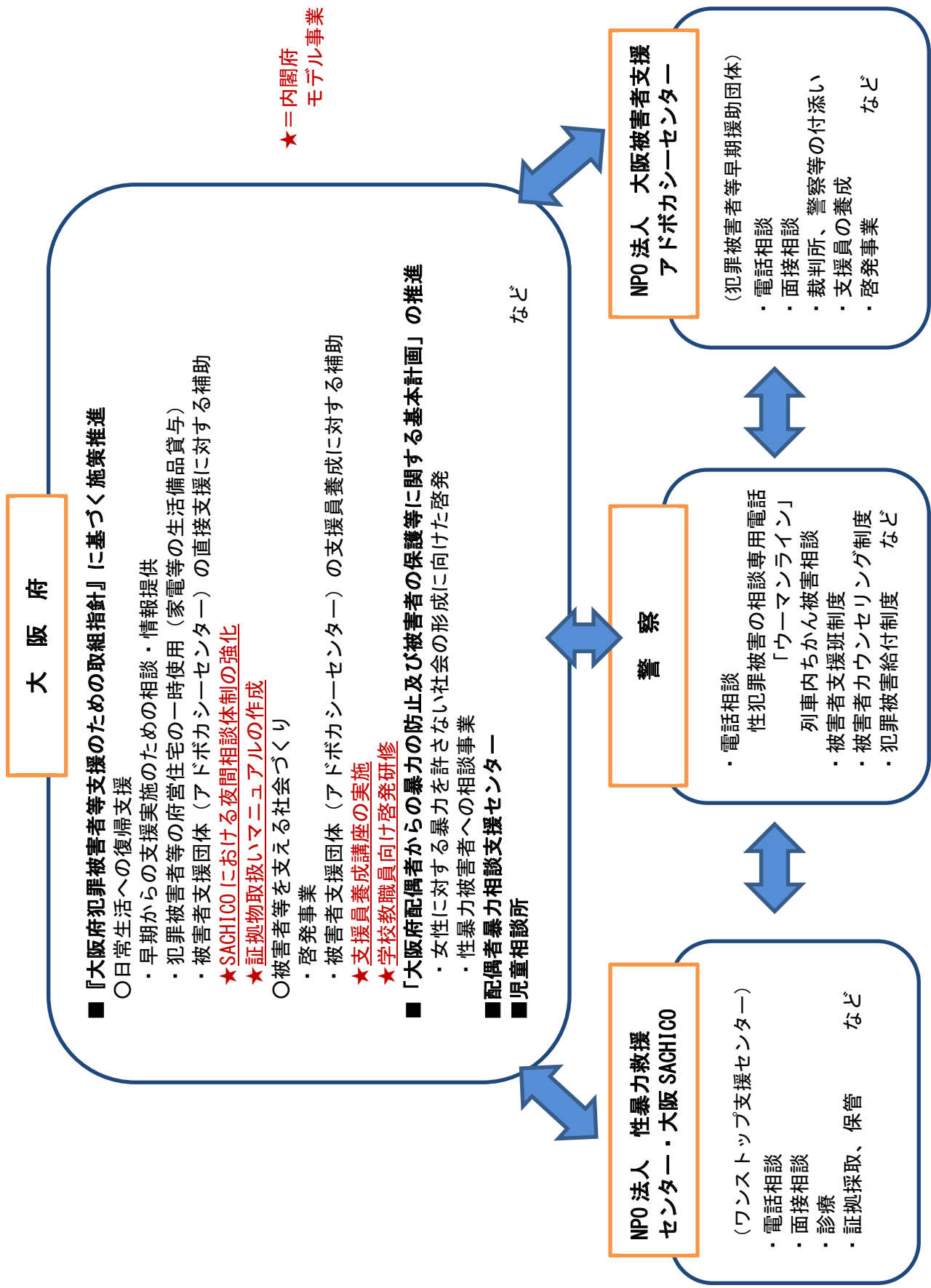
- ・教職員を通じた若年層への啓発

若年層への啓発を効率的に行うために、学校現場の教職員が性暴力被害の実態、被害者対応、安全対策について理解を深めるために研修を行う。

3) 事業の実施体制

連絡協議会設置に向けた準備室を大阪府に設け、準備室の中で当モデル事業実施に係る関係団体との連携・協議を実践し、同協議会の平成 27 年度設置に向けて取り組んでいく。

大阪府における性犯罪被害者等支援体制



大阪府

モデル事業区分名	② 夜間被害者相談体制の強化
1 モデル事業実施前の課題	SACHICO の相談員は夜間帯 1 名であるが、相談電話の約半数が夜間帯にかかっている。そのため、電話相談が集中する夜間帯において相談員が電話相談や来所者対応等を行っているときは、他の被害者からの電話に対応できず、留守番電話での対応となる場合が多く、相談を躊躇していた被害者が勇気を出して電話をしても相談できない状況になっている。
2 モデル事業実施による成果目標	SACHICO における夜間帯の相談員を 2 人体制にし、留守電対応を減少させる。
3 事業の内容	SACHICO において実施されている 24 時間体制の電話相談のうち、21 時～9 時の時間帯の相談員を週 4 日、1 名増員する。
4 実施結果及び成果	・強化期間：9 月 1 日から 3 月 6 日（週 4 日） ・従事人数：延べ 1 0 7 人 ・2 人体制を実施することで、留守電対応を減らすことができた。 ■相談電話を受けた時間帯 ■ 9 時～17 時 ■ 17 時～翌 9 時 平成 25 年 9 月～26 年 3 月 平成 26 年 9 月～27 年 3 月 3 月 56% 44% 2 月 46% 54% 1 月 49% 51% 12 月 48% 52% 11 月 50% 50% 10 月 48% 52% 9 月 47% 53% 3 月 44% 56% 2 月 44% 56% 1 月 49% 51% 12 月 43% 57% 11 月 41% 59% 10 月 43% 57% 9 月 43% 57%

5 モデル事業実施後の課題（現状）	相談員を2名体制にすることで、留守電対応が減少し、夜間の被害者の相談対応が改善されたが、依然として週に3日は1名体制となっている。性暴力被害者は、被害相談を躊躇することが多く、また、証拠物採取や避妊処置など被害直後の医療的処置が重要であるが、留守電対応により、被害者が早期に適切な支援を受ける機会を逸してしまう恐れがある。 昼夜問わず、被害者の相談に適切に対応するためには、相談員の確保が課題となっている。 性暴力被害者の相談対応は、その性質から誰もができるものではなく、被害者のおかれている状況や心理状態、医療及び刑事手続きなどに関するかなりの程度の知識が必要である。現状においては、このような知識を有する人材は少なく、SACHICOにおいても相談員の確保に苦慮しているところであり、本事業においても、常時2名を配置することは困難な状況であった。本府では、26年度、内閣府の性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業により相談員の養成講座を実施したが、SACHICOの相談員は、現在ボランティアに支えられており、無償による運営が限界にきている。安定した相談員の確保のためには、相談員の養成とともに、ワンストップ支援センターの経営基盤の安定化などの支援が必要である。
--------------------------	---

大阪府

モデル事業区分名	② 相談員等の養成研修																																															
1 モデル事業実施前の課題	性犯罪・性暴力被害者の相談対応については、その性質から誰もができるものではなく、被害者のおかれている状況や心理状態、医療及び刑事手続きなどに関する相当程度の知識が必要である。 しかし、このような知識を有する人材は少なく、SACHICO においても相談員の確保に苦慮しているところである。 また、病院拠点型ワンストップ支援センターが一つしかない本府においては、被害者が SACHICO 以外の相談窓口や医療機関に相談した場合でも、被害者の心情等について一定の知識を有する者が被害者に寄り添って対応できる体制の構築が急務である。 現在、民間団体により性暴力被害者の支援員養成講座が運営されているが、行政担当者や医療従事者などが公務として受講しにくく、講師が主催団体の関係者に限られているなどの問題がある。																																															
2 モデル事業実施による成果目標	・受講者に被害者の実情や訴訟手続き、支援に係る社会資源などの知識を深めてもらうため、警察や司法関係者等の幅広い分野から講師を招へい ・養成講座受講者の増加 ・養成講座受講者の職種拡大 ・SACHICO の支援員として活動する条件の一つである実践講座受講者の増加																																															
3 事業の内容	＜講座内容＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td><td style="width: 15%; text-align: center;">10 月 13 日</td><td style="width: 80%;">はじめに 性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(1)～性暴力被害の実態～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">10 月 15 日</td><td>性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(2)～性的虐待等の実態～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td><td>性暴力とは何か～強かん神話～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">10 月 20 日</td><td>支援員養成講座としてのオリエンテーション</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">10 月 27 日</td><td>性暴力被害者に対する病院での診察とは</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">11 月 3 日</td><td>性犯罪被害への警察の対応と被害者支援の取り組み 検察庁における被害者保護と支援制度</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td><td>性暴力被害への大阪府の社会資源</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td><td>子どもの性暴力被害への社会資源</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">11 月 10 日</td><td>性暴力被害への法的支援</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11 月 17 日</td><td>支援とは何か～アドボケーター（支援員）の役割</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">11 月 24 日</td><td>性暴力被害が及ぼす影響～トラウマと PTSD～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫</td><td>性暴力被害のトラウマから回復するために</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑬</td><td>性暴力被害が子どもに及ぼす影響～子どもの特徴～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">12 月 7 日</td><td>性暴力被害者の家族への対応</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td><td>ケースから学ぶ～その 1～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td><td>ケースから学ぶ～その 2～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">17</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">12 月 14 日</td><td>ケースから学ぶ～その 3～</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">18</td><td>講座のまとめ・今後に向けて</td></tr> </table> ※相談員をめざす人は原則全てを受講することとし、○で囲んだ数字の日（10 月 13 日・10 月 15 日・11 月 3 日・11 月 24 日）は公開講座として、広く府民に開放した。		①	10 月 13 日	はじめに 性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(1)～性暴力被害の実態～	②	10 月 15 日	性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(2)～性的虐待等の実態～	③	性暴力とは何か～強かん神話～	4	10 月 20 日	支援員養成講座としてのオリエンテーション	5	10 月 27 日	性暴力被害者に対する病院での診察とは	⑥	11 月 3 日	性犯罪被害への警察の対応と被害者支援の取り組み 検察庁における被害者保護と支援制度	⑦	性暴力被害への大阪府の社会資源	⑧	子どもの性暴力被害への社会資源	9	11 月 10 日	性暴力被害への法的支援	10	11 月 17 日	支援とは何か～アドボケーター（支援員）の役割	⑪	11 月 24 日	性暴力被害が及ぼす影響～トラウマと PTSD～	⑫	性暴力被害のトラウマから回復するために	⑬	性暴力被害が子どもに及ぼす影響～子どもの特徴～	14	12 月 7 日	性暴力被害者の家族への対応	15	ケースから学ぶ～その 1～	16	ケースから学ぶ～その 2～	17	12 月 14 日	ケースから学ぶ～その 3～	18	講座のまとめ・今後に向けて
①	10 月 13 日	はじめに 性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(1)～性暴力被害の実態～																																														
②	10 月 15 日	性暴力救援センター・大阪（SACHICO） 4 年の歩みから見えてくるもの(2)～性的虐待等の実態～																																														
③		性暴力とは何か～強かん神話～																																														
4	10 月 20 日	支援員養成講座としてのオリエンテーション																																														
5	10 月 27 日	性暴力被害者に対する病院での診察とは																																														
⑥	11 月 3 日	性犯罪被害への警察の対応と被害者支援の取り組み 検察庁における被害者保護と支援制度																																														
⑦		性暴力被害への大阪府の社会資源																																														
⑧		子どもの性暴力被害への社会資源																																														
9	11 月 10 日	性暴力被害への法的支援																																														
10	11 月 17 日	支援とは何か～アドボケーター（支援員）の役割																																														
⑪	11 月 24 日	性暴力被害が及ぼす影響～トラウマと PTSD～																																														
⑫		性暴力被害のトラウマから回復するために																																														
⑬		性暴力被害が子どもに及ぼす影響～子どもの特徴～																																														
14	12 月 7 日	性暴力被害者の家族への対応																																														
15		ケースから学ぶ～その 1～																																														
16		ケースから学ぶ～その 2～																																														
17	12 月 14 日	ケースから学ぶ～その 3～																																														
18		講座のまとめ・今後に向けて																																														

4 実施結果及び成果	○講師について 例年講演を行っている弁護士、産婦人科医、精神科医、SACHICO 運営委員等の他、新たに下記の機関から講師が派遣され、各機関による支援の状況と連携について受講者に習得してもらうことができた。 大阪地方検察庁、大阪府警察（府民応接センター、捜査第一課）、大阪府（治安対策課、男女参画・府民協働課）、社福）恩賜財団母子愛育会（日本子ども家庭総合研究所） ○受講者の増加と職種の拡大 昨年度に比べて受講者が増加し、様々な職種の方の参加があった。現在、自治体等の相談員として活動されている方は、性暴力被害者支援の専門的知識の習得のための受講であり、被害者が SACHICO 以外の相談窓口等に相談した場合でも適切な対応を受けられる体制づくりに寄与できた。 ・全カリキュラム受講者の状況 受 講 者 数：61 名（前年度 9 名） 受講者の職種：自治体等の相談員等 19 名、学校関係者 5 名、医療関係者 8 名、福祉関係者 6 名、大学教員 3 名、司法関係者 2 名、報道関係者 1 名、児童委員 1 名、行政関係者 1 名 他 ・公開講座のみの受講者の状況 受 講 者 数：延べ 114 名 受講者の職種：自治体等の相談員等 17 名、行政関係者 16 名、医療関係者 8 名、 （実人数） 警察官 6 名、司法関係者 4 名、学校関係者 2 名、福祉関係者 1 名、学生 1 名 他 ○実践講座申込者の状況 昨年度に比べて 8 名増加し、SACHICO における支援員の確保に寄与できた。 申込者数：17 名（前年度 9 名） ※実践講座：ウイメンズセンター大阪が主催するロールプレイを中心とした講座。 昨年度は、基礎講座受講者全員が実践講座を受講するシステムで実施された。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	本事業の実施により、広く性暴力被害者支援にかかわる方々を中心に被害者支援に関する専門的な知識を習得してもらうことができた。 今後、本事業の成果を活かすため、各関係機関・団体による支援連携の充実、相談員の養成を図るとともに、被害者を迅速かつ的確に関係機関・団体につなぐ役割を担うコーディネーターの養成が必要である。

大阪府

モデル事業区分名	③ 証拠物採取対応マニュアルの作成
1 モデル事業実施前の課題	証拠物採取については、病院拠点型ワンストップ支援センターである SACHICO において、被害者相談と医療的処置が一体的に行われ、被害者の意思を尊重し、被害直後の被害者の心情に配慮して採取が行われている。また、採取した証拠物は専用冷凍庫に保存するなど細心の注意が払われている。 しかし、SACHICO のように被害届を躊躇している被害者の証拠物の採取・保管を行っているワンストップ支援センターや医療機関は、全国的にも極めて少ない。 そこで、被害の潜在化、深刻化を防止し、性暴力加害者の早期検挙につながるよう、SACHICO が 4 年間の実績に基づき確立した被害者の心情に配慮した証拠物採取や保管方法及び関係機関との連携方策などをマニュアル化し、こうした取組みを広く他の医療機関等に広める必要がある。
2 モデル事業実施による成果目標	○警察や司法関係者などの関係機関が、SACHICO の手法について情報共有するとともに検証を行い、その手法及び課題をまとめたマニュアルを作成し、広く公表する。
3 事業の内容	○性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議設置 構成機関等：NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO、大阪産婦人科医会、法医学者、弁護士、大阪地方検察庁、大阪府警察、大阪府 ○性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議の開催 ※第 1 回及び第 2 回は、府単独事業として開催 (1) 第 3 回 平成 26 年 9 月 22 日（月）14：00～16：00 ＜主な議題＞ 性犯罪・性暴力の証拠物の取扱いの現状と課題 医療機関における証拠物の取扱い 警察における証拠物の取扱い (2) 第 4 回 平成 26 年 12 月 24 日（水）14：00～16：00 ＜主な議題＞ 被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物の取扱いについて （マニュアル基本構成案） 警察庁の取組みについて（性犯罪の証拠採取） (3) 第 5 回 平成 27 年 1 月 28 日（水）17：00～18：30 ＜主な議題＞ 各都道府県における性暴力救援センターの証拠物採取・保管状況について

	「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」（案）について 会議の様子  
4 実施結果及び成果	○「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」の作成 ○「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」（概要版）（巻末資料）の公表 平成27年2月18日（水）に報道提供及び府のホームページに掲載 （マニュアルの表紙） 
5 モデル事業実施後の課題（現状）	本事業の実施により、警察や司法関係者などの関係機関が、SACHICOの手法について情報共有するとともに検証を行い、その手法及び課題をまとめたマニュアルを作成し、広く公表することができた。 今後は、このマニュアルを活用し、医療機関との連携強化によりSACHICOを核としたネットワークを構築し、SACHICO以外の医療機関においても、被害者が心情に配慮されながら受診ができ、被害届を躊躇する場合であっても証拠物の採取・保管が行われるような体制整備を図る必要がある。

大阪府

モデル事業区分名	⑤ 教職員を通じた若年層に対する啓発（教職員研修）
1 モデル事業実施前の課題	SACHICO の受診者のうち、強姦及び強制わいせつ被害者の約 60%が 20 歳未満である。また、SNS の悪用などによる若年層の被害も増えており、このような若年層の被害を少しでも減らし、被害にあった場合には早期に適切な支援を受けられる環境を整備することが課題となっている。 このことから、子どもたちに身近な学校現場の小・中・高校の教職員を対象とした性暴力被害に関する研修を実施することで、若年層に対する啓発促進を図る必要がある。
2 モデル事業実施による成果目標	○教職員に性暴力被害の実態を知ってもらう。 ・被害生徒に早期に気づくことで、被害の継続化、深刻化を防ぐ。 ・生徒に被害の実態を伝えてもらい、生徒への啓発につなげる。 ○教職員に生徒が性暴力被害に遭った時の適切な対応について知ってもらう。 ○教職員に性暴力の相談窓口について知ってもらう。 学校と SACHICO との連携強化及び被害生徒への相談窓口の周知により被害生徒への早期支援と被害の継続化、深刻化の防止を図る。
3 事業の内容	○公立学校スクールカウンセラー向け研修 日 時：平成 26 年 10 月 30 日（木）19：05～20：05 場 所：大阪府庁新別館北館 4 階 会議室 参加人数：20 名 テ ー マ：「子どもの性暴力被害の支援について」 ○小中高等学校教員向け研修 日 時：平成 27 年 1 月 28 日（水）14：05～15：05 場 所：大阪府庁新別館南館 8 階 大研修室 参加人数：府市教育委員会指導主事等 14 名、高等学校教員等 38 名、支援学校教員 1 名、小中学校教員等 34 名 テ ー マ：「子どもの性暴力被害の実態と対応について」 スクールカウンセラー向け研修の様子 小中高等学校教員向け研修の様子  
4 実施結果及び成果	参加者アンケートから抜粋 ○性暴力被害の実態について ・研修内容を教職員の研修に活用したい。（高校教諭、中学校教諭、小学校教諭） ・性被害の実態を初めて知り、勉強になった。（高校教諭） ・性暴力の実態を知り、危機意識が非常に高まった。（スクールカウンセラー） ・今まさにスクールカウンセラーにとって必要な課題だと思った。（スクールカウンセラー）

	・被害に遭った子供の心情について誤解している部分があり、勉強不足を反省できた。(スクールカウンセラー) ・家庭環境に恵まれない子供たちへの社会支援をうまくできないかと考えさせられた。(高校教諭) ・今回の研修を学習の機会に生かしたい。(高校教諭、中学校教諭) ・思春期の子供たちの性の問題への取組みに生かせると思う。(スクールカウンセラー) ・生徒指導に効果的な内容であった。(高校教諭、中学校教諭) ・実態を知ること、生徒たちに具体的に注意することができると思う。(高校教諭) ・性非行の少女たちが性暴力の被害者であるという認識を今以上に持つことが必要であると再認識した。(スクールカウンセラー) ・学校全体で生徒の様子を気を付けて見ていく必要があると痛感した。(小学校教諭) ・被害者を出さないために、相手の気持ちを思いやる人づくりとしての教育が非常に重要であり、責任があると感じた。(中学校教諭) ○生徒が性暴力被害に遭った時の適切な対応について ・被害生徒への対応について理解ができた。被害生徒の心情を知ることによって早い対応ができると思う。(中学校教諭) ・学校での具体的な対応、かかわり方について理解ができた。(スクールカウンセラー) ・子供が相談できる身近な人として、スクールカウンセラーは性問題について正しい知識を得る必要があり、全てのスクールカウンセラーに知ってほしい内容と思った。(スクールカウンセラー) ・援助職でありながら、このような事案が起こればショックと混乱でいっぱいになると思うが、温かいまなざしを忘れずに、目を離さずに向かい合っていかなければならないと思い直すことができた。(スクールカウンセラー) ・被害生徒への対応について更に力点を置こうと思った。(高校教諭) ・本校の生徒が性被害に遭った場合の対応について検討が必要だと感じた。(高校教諭、中学校教諭) ・被害生徒にとって何が必要なのか考えるスタートになった。(スクールカウンセラー) ・少女達の心のケアの大切さ、真剣に向き合うことの意義を感じた。(高校教諭) ・子供が心を開く関係をどう作るか、子供にとって学校が居場所になっているか、今一度考えてみたい。(中学校教諭) ・不登校や家出を繰り返す生徒に対し、学校として危機感を持たなければならないと痛感させられた。(高校教諭、中学校教諭) ・子供が被害に遭った時に学校の役割が大事であることが分かった。(高校教諭) ・学校は、どうしても早く解決したいと思いがちだが、本人の気持ちが大切だと常々思っていたので、それが正しいことが確認できた。(スクールカウンセラー) ○性暴力の相談窓口について ・SACHICO の存在を初めて知った。今後、連携を視野に入れたい。(指導主事、高校教諭、中学校教諭) ・専門機関から直接話を聞くことで、被害生徒をつなぐタイミングを推し測ることができた。(スクールカウンセラー) ・SACHICO について、生徒に周知したい。(高校教諭)
5 モデル事業実施後の課題(現状)	本事業の実施により、子どもたちに身近な学校現場の小・中・高校の教職員に性暴力被害の実態と支援について啓発することができた。 今後は、児童・生徒が自ら性と体について正しく理解し、悩み事を身近な人に相談するなどの対処ができるよう、エンパワーメント教育が重要である。